資料３－１

7つのアクションの取組状況の概要

	実施状況	今後の対応
1.　情報の一元的提供 ・情報の一元的提供 ・「国・地域別イベントカレンダーの作成・活用	・関係省庁等が収集した輸出に関する情報をジェトロのHPに整理し発信。 ・ジェトロのHPで国内外の約700のイベント情報を含むイベント・カレンダーを公開。	・関係省庁・機関の輸出関連情報を利用者にわかりやすい形で提供するポータルサイトを整備（年度内）。 ・イベント間の連携、調整の推進。
2.　日本産の「品質の良さ」を世界に伝える ・JASをはじめとする基準認証制度や知的財産制度の整備 ・日本産品や日本食・食文化の魅力の海外への発信 ・「食」や「農」をテーマにした外国人向け旅行の開発と農泊等の推進	・食品安全マネジメントシステム（製造セクター）の規格において、第１号認証を実施。 ・在外公館で6-10月までに計24件の日本食関連イベント・レセプションを実施。9月のNY国連総会時に、総理出席の日本食普及レセプションを開催。	・強みのアピールができる多様な規格を定められるようJAS法改正法案の次期通常国会提出を検討し、国際規格と連動した戦略的な運用を推進。 ・食品安全管理規格やJGAPの国際的な承認申請を目指す（29年度） ・農泊を実施する地区の飛躍的拡大（500地区）に向けた方策を検討。
3.　「ライバル国に負けない」ための戦略的販売 ・リレー出荷による多品目周年供給に向けた取組 ・日本食・文化等の発信のためのフードコート、物流拠点等の設置・運営支援 ・最新の鮮度保持輸送技術の普及促進・新規技術開発	・香港においてぶどう、りんご、かんきつ、いちごでリレー出荷を実施。 ・クールジャパン機構が、日本食・文化を発信する拠点など、食分野8件への出資支援を実施中。 ・高電圧方式の鮮度保持コンテナの販売が開始。鮮度保持輸送技術等の実証研究を実施中。	・複数の産地で調整・連携して行う青果物の販促活動を支援。 ・クールジャパン機構による、生産・流通段階への支援強化。 ・コールドチェーンの確立等に向けた実証的な取組を支援。
4.　農林漁業者自身が海外において販売拠点を設ける取組をサポート ・海外産直市場設置構想 ・JAグループにおける海外拠点の整備	・海外産直市場モデルの構築を目指した調査の実施や具体的な事業計画の策定等を支援。 ・JAグループがシンガポール、米国、英国で現地法人等の営業人員体制を強化。また、英国の現地卸売会社の買収により拠点拡充。	・A-Five等の政府系ファンドの出資などによる資金調達の検討。 ・JAグループは、シンガポールの他、香港、台湾、タイなど現地での事業拠点を増やし、輸出に本格的に取り組む。
5.　既存の規制を見直し、国内の卸売市場を輸出拠点へ ・卸売市場を輸出拠点へ	・埼玉園芸市場において、欧州のバイヤーが買受人となり植木の取引を実施。 ・卸売市場で海外バイヤーと卸売業者が直接取引できるよう業務規程改正（１市場済、計9市場で手続中）。	・成田、大阪、豊明花き等の市場で、海外バイヤー招へい等を実施。 ・輸出対応型の施設整備や輸出関係証明書発行の取組を推進。
6.　諸外国の規制の緩和・撤廃のため、省庁横断でチームをつくり、戦略的に対処 ・「輸出規制等対応チーム」を設置	・6月にチームを設置。関係省庁連携での交渉の結果、以下のような成果 ・カナダ：全ての都道府県からのなしの輸入解禁 全ての品種のりんごの輸入解禁 ・タイ：牛肉の30ヶ月齢制限の撤廃 等	・生産者、事業者からの要望、相手国の主張等も踏まえながら、関係省庁が連携の上、戦略的に交渉に対応し、規制等の緩和・撤廃に取り組む。
7.　国内輸出関連手続を改革 ・NACCSにより一元処理できる証明書の範囲を拡大 ・各種輸出関連証明書の申請手続の改革 ・主要空港の動植物検疫所は24時間365日で対応	・NACCSについて、H28年度中の運用開始に向け、プログラム開発等を実施。 ・成田市地方卸売市場が輸出証明書の交付事業を開始。さらに、4つの卸売市場において対応を検討中。 ・主要空港において、24時間365日体制で対応中。	・NACCS端末の設置場所の回線工事等を実施。 ・民設市場や空港等での輸出証明書の受領を可能とするシステムを年度内に整備。 ・那覇空港における24時間365日体制（植物防疫所）等を整備。